

政令第二百十号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

「岩手県のうち

「福島県のうち

久慈市 九戸郡のうち野田村

本則の表市町村の議会の議員又は長の選挙の項中

を

会津若松市」

福島県のうち

会津若松市

「仙台市 柴田郡のうち村田町及

福島県のうち

に、「柴田郡のうち村田町」を び川崎町 加美郡のうち色麻町 に、

郡山市 須賀川市 岩瀬郡の

及び加美町

ち鏡石町

う

平成二十三年九月四日

を

福島県のうち 郡山市 須賀川市 岩瀬郡のう ち鏡石町	平成二十三年九月四日
宮城県のうち 宮城郡のうち松島町及び利府町 黒川郡のうち大郷町、富谷町 及び大衡村	平成二十三年九月十一日

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県久慈市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定める必要があるからである。